

令和6年度 小布施町保育料等一覧表(予定)

階層区分	1号認定				
	第1子	第2子	第3子		
生活保護世帯等	第1	0	0	0	
町民税非課税世帯	第2-2	0	0	0	
町民税均等割のみ課税世帯	第2-4	0	0	0	
町民税所得割額	48,600円未満	第3-2	0	0	0
	48,600円以上 ~ 72,800円未満	第3-4	0	0	0
	72,800円以上 ~ 77,101円未満	第3-6	0	0	0
	77,101円以上 ~ 97,000円未満	第4-1	0	0	0
	97,000円以上 ~ 133,000円未満	第4-2	0	0	0
	133,000円以上 ~ 169,000円未満	第4-3	0	0	0
	169,000円以上 ~ 211,200円未満	第4-4	0	0	0
	211,200円以上 ~ 235,000円未満	第5-1	0	0	0
	235,000円以上 ~ 301,000円未満	第5-2	0	0	0
	301,000円以上 ~ 349,000円未満	第5-3	0	0	0
349,000円以上 ~ 397,000円未満	第5-4	0	0	0	
397,000円以上	第5-5	0	0	0	

多子カウント
年齢制限なし
77,100円
多子カウント(小学校3年生以下)

階層区分	2号認定(3歳以上児)						3号認定(3歳未満児)								
	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間					
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子			
生活保護世帯等	第1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町民税非課税世帯	第2-2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町民税均等割のみ課税世帯	第3-2	0	0	0	0	0	0	0	0	8,300	4,150	0	6,300	3,150	0
町民税所得割額	48,600円未満	第3-4	0	0	0	0	0	0	0	12,600	6,300	0	10,600	5,300	0
	48,600円以上 ~ 72,800円未満	第4-2	0	0	0	0	0	0	0	17,100	8,550	0	14,600	7,300	0
	72,800円以上 ~ 77,101円未満	第4-4	0	0	0	0	0	0	0	21,500	10,750	0	19,000	9,500	0
	77,101円以上 ~ 97,000円未満	第4-5	0	0	0	0	0	0	0	26,000	13,000	0	23,500	11,750	0
	97,000円以上 ~ 133,000円未満	第5-1	0	0	0	0	0	0	0	34,000	17,000	0	31,500	15,750	0
	133,000円以上 ~ 169,000円未満	第5-2	0	0	0	0	0	0	0	41,500	20,750	0	39,000	19,500	0
	169,000円以上 ~ 211,200円未満	第6-1	0	0	0	0	0	0	0	47,000	23,500	0	44,500	22,250	0
	211,200円以上 ~ 235,000円未満	第6-2	0	0	0	0	0	0	0	49,300	24,650	0	46,800	23,400	0
	235,000円以上 ~ 301,000円未満	第6-3	0	0	0	0	0	0	0	51,600	25,800	0	49,100	24,550	0
	301,000円以上 ~ 349,000円未満	第7-1	0	0	0	0	0	0	0	52,400	26,200	0	49,900	24,950	0
349,000円以上 ~ 397,000円未満	第7-2	0	0	0	0	0	0	0	53,500	26,750	0	51,000	25,500	0	
397,000円以上	第8	0	0	0	0	0	0	0	54,700	27,350	0	52,200	26,100	0	

多子カウント
年齢制限なし
57,700円
多子カウント(小学校就学前)

ひとり親/障がい者世帯(町民税額77,101円未満の場合)

階層区分	1号認定				
	第1子	第2子	第3子		
町民税非課税世帯	第2-1	0	0	0	
町民税均等割のみ課税世帯	第2-3	0	0	0	
町民税所得割額	48,600円未満	第3-1	0	0	0
	48,600円以上 ~ 72,800円未満	第3-3	0	0	0
	72,800円以上 ~ 77,101円未満	第3-5	0	0	0

多子カウント
年齢制限なし

ひとり親/障がい者世帯(町民税額77,101円未満の場合)

階層区分	2号認定(3歳以上児)						3号認定(3歳未満児)								
	保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間					
	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子			
町民税非課税世帯	第2-1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町民税均等割のみ課税世帯	第3-1	0	0	0	0	0	0	0	0	3,650	0	0	2,750	0	0
町民税所得割額	48,600円未満	第3-3	0	0	0	0	0	0	0	5,800	0	0	4,800	0	0
	48,600円以上 ~ 72,800円未満	第4-1	0	0	0	0	0	0	0	5,800	0	0	4,800	0	0
	72,800円以上 ~ 77,101円未満	第4-3	0	0	0	0	0	0	0	5,800	0	0	4,800	0	0

多子カウント
年齢制限なし

町内こども園・保育園の給食費

認定こども園栗ガ丘幼稚園													
階層	1号認定						2号認定						
	給食主食費			給食副食費			階層	給食主食費			給食副食費		
第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	第1子		第2子	第3子	第1子	第2子	第3子	
第1	0	0	0	0	0	0	第1	0	0	0	0	0	0
第2-1	0	0	0	0	0	0	第2-1	0	0	0	0	0	0
第2-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第2-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第2-3	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第3-1	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第2-4	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第3-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-1	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第3-3	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第3-4	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-3	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第4-1	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-4	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第4-2	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-5	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第4-3	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第3-6	1,500	1,500	1,500	0	0	0	第4-4	1,500	1,500	1,500	0	0	0
第4-1	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第4-5	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第4-2	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第5-1	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第4-3	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第5-2	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第4-4	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第6-1	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第5-1	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第6-2	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第5-2	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第6-3	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第5-3	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第7-1	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第5-4	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第7-2	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0
第5-5	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0	第8	1,500	1,500	1,500	3,000	3,000	0

3歳未満児は、保育料に「主食(ごはん・パン・麺)費」と「副食(おかず・おやつ・牛乳)費」が含まれており、主食・副食を施設側が用意する「完全給食」を全ての施設で実施しています。
3歳以上児の無償化となった保育料には、「主食費」も「副食費」も含まれていません。認定こども園栗ガ丘幼稚園は、主食、副食を施設側が用意しますので「主食費」「副食費」をお支払いいただけます。わかば保育園、つすみ保育園は家庭から主食を持参する「副食給食」となりますので、「副食費」をお支払いいただけます。

わかば・つすみ保育園			
階層	2号認定		
	給食副食費		
第1子	第2子	第3子	
第1	0	0	0
第2-1	0	0	0
第2-2	0	0	0
第3-1	0	0	0
第3-2	0	0	0
第3-3	0	0	0
第3-4	0	0	0
第4-1	0	0	0
第4-2	0	0	0
第4-3	0	0	0
第4-4	0	0	0
第4-5	3,000	3,000	0
第5-1	3,000	3,000	0
第5-2	3,000	3,000	0
第6-1	3,000	3,000	0
第6-2	3,000	3,000	0
第6-3	3,000	3,000	0
第7-1	3,000	3,000	0
第7-2	3,000	3,000	0
第8	3,000	3,000	0

- 1号認定では、年少から小学校3年生までの範囲内で子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子とカウント。第1子は 全額、第2子は半額、第3子以降は無料
- 2、3号認定では、小学校就学前の範囲内で子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子、第3子とカウント。第1子は全額、第2子は半額、第3子以降は無料
- ※ただし、第1子が成長して上記各範囲外となった場合は、それまで第2子だった子どもを第1子とカウントします。
- 年収360万円未満世帯は、上記のような年齢制限がありません。ひとり親/障がい者世帯は第1子が半額、第2子以降は無料で、それ以外の世帯は第2子が半額、第3子以降が無料です。
- ◎小布施町では、上記の制度上の軽減の適用のほか、18歳未満の子どもを3人以上扶養している場合、第3子以降の利用者負担額(保育料)は、正規利用者負担額に0.7を乗じた額とします。